

高等教育の制度設計にみる戦後教育改革期の意義

—田中耕太郎の「教育権の独立」論に着目して—

梅 本 大 介

はじめに

第二次世界大戦の敗戦に伴って行われた戦後教育改革は、戦後の教育行政の方向性を定める重要なものであった。この戦後教育改革において重要な歴史的役割を果たした田中耕太郎は、その本質について「戦後における教育行政の改革は、教育権の独立の一言で以て尽すことができると思う」⁽¹⁾と述べている。田中にとて「教育権の独立」とは、「教育を全体として観察して、教育が教育外の世界からの不当な干渉侵害から守られなければならないことを意味」⁽²⁾していた。敗戦前においては、とくに地方の教育現場や教育行政はおよそ軍部や内務省を代表する教育界の外からの支配に屈してきた。その歴史的反省にたち、価値転換を成し遂げたのが戦後教育改革であった。

田中の「教育権の独立」に関してはすでに、田中の「両親の教育権」や「教職觀」を中心にして多くの研究が積み重ねられている。田中の「両親の教育権」や「教職觀」から国家の教育行政権の範囲を規定できると捉えた研究は、兼子仁⁽³⁾をはじめとする法学者によって行われてきた。これらの「教育権の独立」に関する研究は、田中が制定に尽力した教育基本法を研究対象としたものが多いが、田中が学校教育局長時代から提唱していた「大学区構想」を対象とした研究も一部見られる。なかには、田中は教育諸法の制定過程で、その立場によって多くの「転回」をなしているために思想の整合性を保っていない、と指摘している古野博明の研究⁽⁴⁾も存在する。岡敬一郎⁽⁵⁾はそれら先行研究による議論を整理し、自身の意見として、「教育権の独立」は国家の機能における議論だ、と指摘している。筆者も、田中の「教育権の独立」の本質が、「両親の教育権」を根拠に、両親から子供の教育を委託された教育者の行政組織からの独立を求めた教育権の定義にあるのではなく、およそ「教育活動にかかる教育行政体系」をどのように国家機能において再編成するのか、という国家行政の視点から論じられてきたと考える。

本稿は、戦後教育改革の流れを辿りながら、田中が文部省の行政官として掲げた教育行政再編構想である「大学区構想」に着目し、「教育権の独立」論の検討を行うことにより、田中が担った戦後教育行政改革の意義とはなんであったのかを明らかにすることを目的とする。

1. 戦後教育行政改革構想の出発点

長期的に国土の大半を占領された経験のない日本は、占領軍からのいわゆる「民主化改革」への指

令に基づき、戦前の体制や思想すべてを否定し、新たな変革を果たすことになる。具体的な動きは速く、1945年8月から同年年末にかけて、学徒動員の解除、復学等の平時復帰措置、高等学校教練科の廃止、東京帝国大学の航空研究所・航空関係講座や帝国大学における神道・日本精神史講座の廃止、に取り組んでいる。それは高等教育の側面における、米軍のいう「軍国主義及び極端なる国家的イデオロギー」の破棄であった。

文部省は8月15日当日、文部大臣太田耕造によって「遂ニ未曾有ノ國難ヲ結果シ、國歩ノ蹉跎ヲ招來スルニ到レリ是レ偏ニ我等ニ匪躬ノ誠足ラズ報國ノ力乏シクシテ皇國教學ノ神髓ヲ發揚スルニ未ダシキシモノ有リシニ由ルコトヲ反省シ」と文部省訓令を出していたが、9月15日には「新日本建設ノ教育方針」によって「文部省デハ戦争終結ニ関スル大詔ノ御趣旨ヲ奉体シテ世界平和ト人類ノ福祉ニ貢献スペキ新日本ノ建設ニ資スルガ為メ從来ノ戦争遂行ノ要請ニ基ク教育施策ヲ一掃シテ文化國家・道義國家ノ根本ヲ培フ文教諸施策ノ実行ニトツメキル」と宣言する。

戦後占領期の教育改革を主導したのは、占領軍においては米軍の Civil Information and Education Section⁽⁶⁾であり、日本においては内閣総理大臣所轄の組織として設置された教育刷新委員会⁽⁷⁾であった。だが、実際にはアメリカは戦時中にすでに對日占領政策の骨格をつくりはじめており、國務省内で占領政策の原型を政策文書として審議していた⁽⁸⁾。その機関の一種である Post-War Programs Committee, State Department⁽⁹⁾では、1944年夏に対日政策文書「軍政下における教育制度」(The Educational System under Military Occupation, PWC-287, CAC-238) を出しておらず、天皇制の扱い、文部省の再編成、教育内容・方法の改革などを主な内容としていた。鈴木英一はこの時期のアメリカにおける対日政策文書の内容を「戦時における対日処理構想の核心は、天皇制の処理（たとえば、日本派と徹底処理派の対立）であったが、教育改革の詳細なプランもみられたのであり、実際の改革の基本線と一致している」⁽¹⁰⁾と指摘している。この時期の國務省案は、後のアメリカにおける国家安全保障政策の最高決定機関である State-War-Navy Coordinating Committee⁽¹¹⁾での政策決定の基礎となつたため、アメリカの開戦初期からの対日政策に関する意図を理解するためには重要な文書である。

だが、戦後教育改革全体を俯瞰するとき、単純にアメリカや連合国軍諸国による占領政策のみを重視するのではなく、連合国軍最高司令官総司令部によって間接統治されていた当事者である日本自身がどのような改革の姿勢を示していたのかを評価・分析する視点も必要であろう。そのように積極的に日本を評価すれば、戦後教育改革とは外圧のみではなく日本側からの主体的な改革の連続体であったと指摘することも可能なのではないだろうか。鈴木は、戦後教育改革の流れが、戦前日本旧支配層の「自主改革論」⁽¹²⁾にしかすぎないという消極的な評価をしているが、少なくとも戦後教育改革によって、戦前教育の体質から大きく変質したことは間違いない。三上昭彦は戦前の教育行政の特徴として、①教育法規の基準が勅令であり、②徹底した中央集権体制のもとで、③地方教育行政は一般地方行政の一部として官僚統制されていた⁽¹³⁾、などをあげている。そのため、教育行政の頂点に位置する文部省の行政権限に関して、できるだけ縮小させていく動きが戦後教育改革で図られた。戦前の教育行政体系を転換するために文部省廃止論さえも議論された。だが結局のところ、陸軍省・海軍

省・内務省は廃止されたにも関わらず、1949年に「文部省設置法」が制定され、文部省は存続することになる。しかし、文部省は出来るだけ権限の弱い組織に創り変えられることになった。文部省設置法制定で、戦後の教育行政機関設計は一応の方向性の結実を迎えるが、それまでに様々な行政体系の改革構想も示されている。主なものとして、三上は①大学区＝学区序構想、②学校委員会＝「教育委員会」ないしは教育協議会構想、③「地方教育委員会」構想、④公選制教育委員会構想⁽¹⁴⁾、などをあげているが、アメリカが対日教育政策を実施する組織の整備をはじめる占領期初期において、文部省側にあって政策立案責任の中心に田中がおり、その後に文部大臣や参議院議員として戦後教育改革の象徴法ともいえる教育基本法の制定に尽力した功績を考えれば、田中が教育行政再編案として掲げた「大学区構想」こそが、この期間において教育行政改革構想の出発点であり、中心課題であったと考えてよいのではないだろうか。

2. 田中耕太郎の「教育の独立」と大学区構想

田中は、1890年鹿児島県に生まれた。東京帝国大学法学部を卒業し、内務省に入省するが、退官した後、東京大学で商法を専門とし教鞭をとる。戦後憲法の草案を書いた松本添治の門下であり、娘婿となった。戦後、幣原喜重郎内閣における前田多門文部大臣の要請を受けて、東京大学法学部教授のまま文部省内に新設された学校教育局長に就任し、その後、吉田茂内閣において文部大臣に就任する。日本国憲法への署名、教育基本法の制定など、政治史において重要な足跡を残すが、後に最高裁判所長官や国際司法裁判所判事としても活躍した人物である。

田中は、学校教育局長に就任したときから、教育改革構想のひとつとして大学区構想を掲げている。大学区構想の趣旨は、戦前の地方教育行政の内務省系官僚からの支配脱却を中心にしたもので、いわゆる「教育の独立」「教育権の独立」というテーマで後に注目を集めることになる。田中は「教育権の独立」について、「教育権の独立は総司令部側の意向をまつまでもなく、日本側として考慮していたところである。終戦直後筆者が学校教育局長として文部省に入る動機の一つとして懷抱していたのは、教育とくに初等、中等教育の地方官僚からの解放、即ち教育権の独立ということであった。この趣旨を私は昭和二十年十月、就任直後専門学校長会議における講演および翌二十一年三月アメリカ教育使節団と文部当局との会合における演説において述べたことがある。これは地方における教育を知事の権限から引きはなし、教育行政を独立せしめ、教育者の自治にまかせる構想であった。それは大学自治の思想を地方教育行政に推求しようとするものであり、また司法権の独立の原理とも相通するものであった。しかし省の内外における内務系統の役人は、知事の権限から教育のような重要な事項を奪うことになるようなかような構想に賛成する筈がなかった」⁽¹⁵⁾と述べている。このような田中の「教育権の独立」への強い意欲は、文部省内で1946年に「地方教育行政機構刷新要綱」「学区序設置要綱」にて試案の形で具体化されている。この試案では、地方教育行政を内務省から分離させ、帝國大学総長を学区長官として文部大臣が任命し、中等学校以下の諸学校を監督させ、学区序の下部組織に学区支署を置く、と構想していた。この際に、大学の総長は民間より選任された委員で構成する「教

育協議会」の諮問を受けるものとした⁽¹⁶⁾。

田中はこれらの構想による改革の本質を後に「地方教育行政の一般行政よりの分離独立の必要に関しては、連合軍当局と見解を同じうしていたが、我々としては当初はブロック別な機構を考えていた。それはフランスの大学区（アカデミー académie）制から示唆を得た構想である。フランスにおける大学区はナポレオン一世以来の制度であり、（中略=引用者）フランスの地方教育行政機構は、明治初年のわが国の教育制度に影響を及ぼした。（中略=引用者）この大学区制がフランスの制度を取りいれたものであることは疑いがない。文部省においては統一的な学校制度の建設の必要上、明治四年十二月に学制取調掛をおき、学制の制定の準備をした。この事業に参加した十二名の学者中の筆頭であった箕作麟祥が、フランス系の学者として政府の要路者から重んぜられていたこと（大久保利謙、日本の大学、昭和十八年、二百五十三頁）からすると、学制の大学区の制度がフランスの制度に依ったものであることは確実である。終戦直後文部省において考究したのは、明治初年の大学区制を採用して、地方教育行政の改革をはかることであった。地方教育行政を地方内務官僚の支配から独立せしめるとするなら、行政の中心はどこにおかれなければならないか。それを内務官僚から切りはなしても、もし文部省の支配下におき、文部官僚が指揮監督をするならば、従来の弊害は依然として除去されぬことになる。そこで残された唯一の可能性は大学を地方教育行政の拠点とすることである。當時官立大学として人文科学と自然科学の学部を網羅し、総合大学の体裁を完備していたのは、東京、京都、福岡、東北、北海道の諸大学であった。これらの諸大学はわが学校制度の頂点に位し、研究と教育の点において、地方的にまた全国的に高い評価をうけ、教授達は尊敬と信頼を博していた。従つてたとい地方教育者が文部省や地方官僚に対しては不信と疑惑をもっているにしても、大学に対しては親近感をいだくであろうから、大学に地方教育行政をまかせるのが一層適當だと考えたわけである」⁽¹⁷⁾と述べている。この発言の要点は、従来の行政の弊害である硬直した官僚制から教育を独立させ、社会的に学問・研究を預かる大学教授達の自治によって地方ごとの教育行政を確立する、という構想を示したものである。

田中が文部大臣に就任する前に、前田多門文部大臣との会談資料として使われた「教育改革私見」にも、制度的方面の問題として「学区制の問題—仏國の例を研究すること」と明確に書かれている⁽¹⁸⁾。教育改革私見には、制度的方面の問題として他に、文部省問題、大学自治制の確立、私立学校及び宗教学校の自由なる設立経営の認可、財産的基礎の確立をはじめとする私立大学の改革、教育者及び学者の改善並びに社会的地位の向上、師範学校及び高等師範学校の廃止、等もあげている。

しかし、そもそもなぜ、田中はフランス的制度や明治学制から示唆を得て、大学区制度を構想したのか。田中がフランス的制度や明治学制に着想した理由を推定すれば、田中が常に問題視していた「地方一般行政と地方教育行政の支配関係」「内務官僚と教育者の支配関係」を打破するために、「地方区劃に教育行政に関する特別の官庁を設置せず一般行政官庁をして教育の事務を管掌せしめているのに反し、大学区を設けて地方教育行政を司らしめている」⁽¹⁹⁾フランスの教育制度が田中の構想に妥当であり、そのフランスの教育制度を取り入れた明治学制を戦後教育改革の範とした、ことが考えら

れるだろう。占領状況のなかで出来るだけ日本独自の戦後改革を果たさなければならないという意識は、同時代人の意識としても、田中の戦後教育改革観としても同様のものであったろう。その意味で、明治学制も近代化を果たす過程で欧米諸国の制度を「直輸入」するものではなかったことが、田中がめざす教育改革の内容に影響したのではないだろうか。

日本がはじめて近代国家として本格的な教育行政制度を構築しようとした明治学制においては、その制度の特徴にフランス的特徴が多分に含まれていた。尾形裕康の研究によれば、学制におけるフランスの教育制度との共通点は、多くにのぼる⁽²⁰⁾。明治学制における教育行政区分として重要な学区の規定は、田中の大学区構想にも通ずる。学区制は、全国3府72県を大きく8つの地域に分画し、これを大学区とした。この8の大学区を32の中学校区に分画（全国の中学校区の数は256にのぼった）し、これをまたそれぞれ210の小学校区に分画（全国の小学校区の数は53,760にのぼった）する。各学区に1校ずつ大学校・中学校・小学校を設置する計画はこの段階では実現できなかったが、学区ごとに学区取締という行政官を住民の中から任命し、明治期において政府による行政単位の二重構造を可能にした。明治学制は、学区区分の規定をフランスの法制度に多くを依っている⁽²¹⁾。フランスの法制度を最も多く参考にしている理由は、当時のフランスが高度に法律や制度が整備されていたからであるし、中央集権型国家の近代国家を建設することを早急に要求されていた日本が、フランスの国家制度を範としたことは十分理解ができる。尾形は学制研究にあたり、「起案者は卓見をもって制定に参画した。学制がかならずしも西洋教育制度の全面的な盲従に終わらず、わが独自の立場－たとえば海外留学生規則や、宗教と教育の分離など－をも含んでいる所以である」⁽²²⁾と指摘している。明治学制の内容は決して欧米の政策を直接輸入したわけではなく、日本独自の必要とする部分を慎重に研究・導入したというのが実相であった。だからこそ、「フランス」と「明治学制」と「大学区構想」という諸点は線として結ぶことが可能ではないか、と考えるのである。

明治教育改革と戦後教育改革の継続性というものを、田中の指摘にみてとることができるのでないだろうか。だとすれば、田中の大学区構想とは、人的・財政的理由のために失敗した明治学制の、一般行政圏の区割りから独立した教育圏・学区に基づく二重行政構築への再挑戦という意味を有していたのではないか、と考える。

3. 田中耕太郎の「教育の独立」の本義

田中の大学区構想にみる「教育の独立」は、「教育権独立論」もしくは「四権分立論」ともいわれる。立法権・司法権・行政権にならぶ第四の権力として教育行政権が位置付けられ、教育は独自の統治文化をもち一般行政が介入することを拒む、四権分立論を田中は唱えた。

田中は、「教育の独立」「教育権の独立」の根拠を、教育のあり方の「司法の独立性」との類似に求めている。『司法権と教育権の独立』のなかで「司法と教育とは著しくちがっているが、しかし目的、その活動の性質、およびその政治的意義において著しい類似点をもっている。（中略＝引用者）法は何が正、何が不正であるかを宣言すると同時に、それを社会生活中に実現して行くことを欲する。

従つて法は意欲 (Wollen) であり、そうしてその意欲を貫徹するために実力を以て装わなければならぬ。(中略=引用者) 法は宣言的、理論的な方面と同時に、創造的、実用的方面をもつてゐる。教育はこの点で司法に類似している」⁽²³⁾と述べている。地方の教育者と官僚との硬直的な官僚制度のなかでの支配関係を田中は「教育界の普遍的病弊」⁽²⁴⁾と常に指摘していたが、戦前の教育行政の反省から教育行政の独立した歩みを田中は期待し、教育者の官僚支配からの脱却をその教育行政改革のなかで目指した。

だが、田中は「教育の独立」「教育権の独立」を実際の教育現場を担う教育者が濫用することを警戒もしている。教育基本法の成立後、「教育行政の最も重要な原則の一つは、教育の自主性の尊重」ということである。これは（中略=引用者）教育の本質および教育者の使命の特殊性に由来するのである。教育現象はその起源において人類の誕生とともに存在し、国家制度の発生以前に、また今日においても家庭教育において見るよう国家をはなれてこれと並行して存在し、かつすべての教育権は本源的に両親の教育権に遡る（中略=引用者）。教育はその本質において（中略=引用者）超国家的なもの—これは国家を無視するという意味ではない—である。あたかも基本的人権が国家によって与えられるものでなく、国家以前に、国家をはなれて存在するごとく、教育もこの意味において超国家的のものである。このことは国家および地方公共団体が設置する学校において行われる教育に関しても同様である」⁽²⁵⁾と述べる一方で、両親に教育権の一部を託された教育者に対して「しかし教育者がその独立を濫用し、本来の使命から逸脱し、あるいは政治的活動に熱狂したまは教育者の任務が工場労働者、オフィスの労働者等と異なって、財貨その他の経済的価値の生産でなく人格価値の実現にあることを忘却し、言動において一般の労働者とちがうことがなければ、教育の権威を失墜するのみでなく、教育者の特権を要求することができなくなるであろう。そうしてもし世論が何等かの法的措置を講ずることもまた止むをえないものと認めて、これに対し抗議できないであろう」⁽²⁶⁾と指摘していることは、「教育権の独立」の本義を理解するうえで、重要な警句であろう。

岡は、それまでの田中の教育権に関する研究の多くが、「教育の独立」の意味を「教育（教師の教育活動）の教育行政からの独立をその本旨としていた」⁽²⁷⁾ことに対して、田中があくまでも教育行政の執行において「国家」「中央・地方教育行政」の政策立案責任を重視していたと解釈している。岡は、「田中の『教育権の独立』論は教師の教育権の教育行政からの独立をその本旨としていたという解釈に対しては、限定的な理解が必要である。田中は、教育の条件整備については中央集権的な組織の頂点に位置する文部省が力を持つことを意図していた。さらに、教育内容については、『政府当局』による決定と『文教行政当局』による実行、『地方行政』との連携を主張し、一般行政の役割を重視していた」⁽²⁸⁾と指摘している。

田中の「教育権の独立」論は、教育者を、司法を司る裁判官のように独立権者として位置させる、ことのみに限定的に解釈しては、その本質を見失う。教育行政に対する旧内務官僚への批判や文部省の中央集権的行政支配への批判にとどまるのではなく、文部行政そのものを、新たな福祉国家内の重要な行政使命のひとつであるととらえれば、田中の「教育の独立」の本義とは、教育者の行政組織

からの独立ではなく、およそ「教育活動にかかる教育行政体系」そのものの国家行政機能のなかでの独立化、といえるのではないだろうか。だからこそ、田中は「憲法は司法権の独立を制度的に承認し、この精神を以て司法を不当な支配から守るいろいろな方策を講じている。教育権の独立は直接にはわが憲法中に制度化されていないが、（中略=引用者）憲法の学問の自由の保障や教育基本法ならびにその他の教育関係法令中の規定、とくに大学の自治の原則からして帰納できるのである。もし教育政策の重要性が今より一層痛感されるならば、憲法中に立法、行政、司法の三権とならんで、第四権として教育に関する一章が設けられ、教育権が一層完全に保証される日が来ないとは断言できないのである」⁽³⁰⁾と指摘しているのだと考える。教育基本法成立後にみる田中の「教育の独立」に関するこの見解⁽³¹⁾に、田中が文部大臣として当初成立を目指した大学区構想をはじめとする戦後教育行政改革の本来的目的がどこにあったかを理解することができるのである。

おわりに

本稿では、教育行政の制度設計に注目して、戦後の教育改革期初期の特質を検討した。敗戦によって、「軍国主義的」と評された前時代の価値観・社会システムを転換することが戦後民主化改革ではアメリカをはじめとする連合国に要求され、実際に「民主化」を経たが、その実相は、近代化を経た日本のシステムの継承性・継続性が日本側によって試されていた、と指摘することもできる。その挑戦が田中の大学区構想であったことについて本稿は明らかにした。一方で、内務官僚制支配という弊を打破する意味において大学区構想や「教育の独立」論は、革新的改革構想でもありえた。これらの相反する矛盾を内包したのが、田中らが担った戦後教育改革であったといえるだろう。

「教育の独立」論が、政治・行政からの教育者の独立性の確保にとどまらず、戦後民主化を迎える新たな福祉国家における国家の機能論であるならば、田中の教育行政改革構想は、明治学制からの継続性も含めて、「国家」という組織体の定義を議論する政治改革の意味も有していたのではないだろうか。この構造は、「地方分権」をテーマとする現代社会にあって、いまだ十分に社会構造改革のための研究題材となりうると考える。田中の目指した「教育の独立」を果たす大学区構想は、結局は頓挫する。大学区構想は、田中が戦前の教育行政の問題点としてあげていた内務官僚や地方有力者の過度な地方教育行政への干渉を避けるために「教育の独立」という観点からも構想されたが、これは同時に国民による教育行政への参加をも拒否する構造計画であった。アメリカ側も田中と同様に地方教育行政のブロック化を考えていたが、国民の直接自治による「民主的」な教育行政改革の意図を有していたことや、教育刷新委員会の建議などに反したため⁽³²⁾、現実案として立ち消えになったのである。またアメリカ側は当初、高等教育改革として、帝国大学を中心として7校ほどの総合大学を国立大学として残し、残りの国立系統の大学等はすべて地方に移譲すべきだという意見をもっていた。しかし、大学関係者の猛烈な反対をはじめ大学の財政力の現状から教育刷新委員会もその構想に反対した。田中の大学区構想とある部分では重なる意図をもっていたアメリカ側の意図も退けられたことから、教育行政改革の方向性は「教育委員会」制度の構築へ調整していくことになる。

田中は後に大学区構想が頓挫した理由として「かような着想は決して不自然ではないと思う。（中略=引用者）大学制度の改革は、学校制度一般と結合しているのであり、従って大学として他の種の学校の教育に大なる関心をもつのはきわめて当然である。（中略=引用者）要するにかような構想は幸か不幸か実現を見ないでしまった。その主たる理由は、これが私立に対して官立大学を偏重することになるとする論拠である。なお当時連合軍総司令部において、官学に対する疑惑が存していたことも、この構想の実現を不可能ならしめた。そこでアメリカ教育使節団が勧告したところの、教育委員会制度を採用することになったのである」⁽³³⁾と述べている。

他にも、内務省・旧内務官僚系地方政府関係者の反対も、この大学区構想が頓挫した原因のひとつであったと指摘することもできる。後に東京都長官も務める飯沼一省内務次官は、教育刷新委員会第16回総会において、「教育の独立」を保障した「教育委員会」制度案について反対・懸念を表している。それは、①教育に関する権限を奪われた府県知事が教育問題に関して冷淡になり、熱意を失い、やがて地方の教育を悪化させてしまう、②教育というものは国民全体が一生懸命に考えなければならないのに、ある特別な人たちだけが考えていいければそれでよいという印象を受ける。国民が教育に対して興味を向けることが出来なくなる、③教育行政は統合行政として一般行政に組み入れられるべきである、④簡素であるべき地方行政機構を複雑化させ、行政事務の渋滞を生んでしまう、⑤府県知事の公選により教育に対しても民意は反映される、というものであった⁽³⁴⁾。結局、田中が目指した大学区構想は成し遂げられなかつたが、少なくともその目指したもののは、アメリカの「押し付け」ではなく、日本人の「自主的な」構造改革であったと積極的な評価をすべきではないだろうか。

戦後教育改革に関する先行研究は、資料研究の発展のおかげで、事実調査に関してはほぼ限界に到達しているように思われる。だが、政府側による最終的な政策決定の場である閣議は議事録が残らないために、どのような議論がされたのか詳細を調べることは難しい。吉田茂はじめとする戦後改革を担った宰相たちがどのような意識・意見をもって、教育改革に臨み、閣議で各國務大臣と議論したのか、その究明が今後の戦後教育改革期研究の課題であるに違いない。

(注1) 田中耕太郎『教育基本法の理論』有斐閣、1961年、861頁。

(2) 田中耕太郎「司法権と教育権の独立」永井憲一編『文献選集 日本国憲法8 教育権』三省堂、1977年、275頁。

(3) 兼子仁「教育権と教育行政—教育基本法10条の解釈」兼子仁編『教育基本法 文献選集8 教育権と教育行政』学陽書房、1978年。

(4) 古野博明「教育基本法成立史再考」日本教育学会『教育学研究』第65巻第3号、1998年。

(5) 岡敬一郎「田中耕太郎の「教育権の独立」論の再検討—中央・地方教育行政と教師との関係に注目して—」日本教育行政学会編集『日本教育行政学会年報・27』教育開発研究所、2001年。

(6) 民間情報教育部と訳される。

(7) 当初は委員38名で構成され、委員長は安部能成、副委員長は南原繁がつとめた。1949年に教育刷新審議会に改称。

(8) 鈴木英一「教育基本法の成立事情」家永三郎教授東京教育大学退官記念論集刊行委員会『家永三郎教授東京大学退官記念論集3 日本国憲法と戦後教育』三省堂、1979年、35頁。

- (9) 国務省戦後計画委員会と訳される。
- (10) 鈴木、前掲論文、36頁。
- (11) 国務・陸軍・海軍三省調整委員会と訳される。
- (12) 鈴木、前掲論文、45頁。
- (13) 三上昭彦『戦後教育改革と教育委員会制度—教育委員会制度の歴史と理論(1)—』明治大学人文科学研究所紀要、1冊、1977年、2頁。
- (14) 同上論文、3頁。
- (15) 田中、前掲論文、273-274頁。
- (16) 鈴木、前掲書、271頁。
- (17) 田中、前掲書、855-856頁。
- (18) 鈴木英一・平原春好編『資料 教育基本法50年史』勁草書房、1998年、213頁。
- (19) 田中、前掲書、855頁。
- (20) 尾形裕康『学制実施経緯の研究』校倉書房、1963年、130頁。
- (21) 同上書、132-134頁。
- (22) 同上書、97頁。
- (23) 田中、前掲論文、263-264頁。
- (24) 田中耕太郎「地方教育行政の独立について」教育法令研究会『教育委員会—理論と運営』時事通信社、1949年、225頁。
- (25) 田中、前掲書、849頁。
- (26) 田中、前掲論文、280-281頁。
- (27) 間、前掲論文、83頁。
- (28) 同上論文、91頁。
- (29) 田中は教育の場が多元的であることを重視し、教育は「本源的には国家の機能に属せず私的起源のものであり、近代國家がそれを国家の任務の中に取り込んだのは福祉國家の要請にもとづいている」(田中耕太郎「司法権と教育権の独立」水井憲一編『文献選集 日本国憲法8 教育権』三省堂、1977年、267頁)と指摘しているが、官僚制に教育がのみ込まれてはならない、とも指摘している。
- (30) 田中、前掲論文、277頁。
- (31) 教育基本法は「教育の根本理念」を定めたものだが、田中耕太郎は「憲法というものは政治的な法律なので、教育の根本理念というものは憲法の中では十分にはうたえないし、また、適當でもないという基本的な考え方を持って」(鈴木英一『教育基本法の制定』学陽書房、1977年、268頁)いたといわれる。ここに田中耕太郎が示す「教育権」の内容が、極めて行政学的視点であったと理解できる。
- (32) 1946年12月27日の教育刷新委員会第17回総会において、教育行政に関して「教育行政は、なるべく一般地方行政より独立し且つ国民の自治による組織をもって行うことし、(中略) 上級教育機関に関する事項については、府県単位では狭小にすぎるため、又各府県の間の教育内容、教育財政の不均衡を是正し、人事の適正化を図るために、数府県を一単位として、地方教育委員会及び地方教育研究所を設ける」と決議している。
- (33) 田中、前掲書、857頁。
- (34) 日本近代教育史料研究会編『教育刷新委員会 教育刷新審議会 会議録 第1巻』岩波書房、1995年、372-382頁。